○国土交通省告示第千三十号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二百六十六号及び平成二十年国土交通省告示第三十一号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(4)　滑走路Cに係る灯火の表進入灯（標準式）の項、滑走路灯の項、滑走路末端灯の項、滑走路末端補助灯の項及び接地帯灯の項を次のとおり変更した。

進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白二万二千カンデラ、航空赤六千カンデラ	滑走路Cの34側進入端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
滑走路灯	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Cの34側進入端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルから九百メートルまでの間
	白熱電灯、航空可変白、航空黄、航空赤の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ、航空赤二千三百カンデラ	滑走路Cの両外側に各灯火の間隔約三十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Cの16側末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
		航空緑一万カンデラ	滑走路Cの34側進入端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列線と交わる二地点間
		航空赤四千カンデラ	滑走路Cの34側終端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路Cの34側末端灯列（滑走路進入端を示すものに限る。）の両外側
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路Cの34側進入端から九百メートルまでの滑走路上

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年十二月十一日

○近畿地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西宮市塩瀬町名塩字丸尾六九八番一から同市名塩三丁目八三一番六まで	前	三七・六メートル～八八・六メートル	二・二九八キロメートル
	後	三八・八メートル～八八・六メートル	二・二九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町名塩字丸尾七〇一番一から同市名塩二丁目一〇二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月十六日

○中国地方整備局告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第三十三号周南都市計画道路事業三・二・三百一号中央通線及び三・四・四百二号中央通り線

三　事業施行期間　自平成十六年三月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千九百二十六号周南都市計画道路事業三・四・四百九号新南陽停車場線及び三・五・四百十一号環状線

三　事業施行期間　自平成五年十月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年十月五日建設省告示第千九百二十六号、平成九年三月十三日建設省告示第五百四十号及び平成二十四年三月十九日中国地方整備局告示第三十四号の事業地のうち山口県周南市土井二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし